かいほう

令和３年９月３０日発行
東京都公立小学校事務職員会
発行　会　長　吉成　正志（渋谷区立広尾小）
編集　広報部　内野　和美（港区立赤羽小）
〒108-0073 港区三田 1-4-52
TEL 03(3451)7255
小野　　明（新宿区立津久戸小）

東京都公立小学校事務職員会 会報 第２０３号
https://tojimu.com/

令和３年度 都公小事の活動について

会長　吉成　正志

日頃より本会の活動にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。
今期より会長になりました渋谷区立広尾小学校吉成です。よろしくお願いいたします。ご挨拶つきましては、Web ページ（ホームページ）にも記載されておりますのでご一読下さい。

６月より会長として活動しておりますが、初めて知ること・学ぶことが多い日々を過ごしております。直近のスケジュールを簡単に記してみますと下記のとおりです。

・６月　４日（金）都公小事研究協議会（理事会）
・６月１５日（火）都公小事研究協議会（評議員会）
・６月１８日（金）日本教育公務員弘済会東京支部幹事会
・６月２５日（金）関東事務職員研究協議会
・７月　２日（金）都公小事研究協議会（理事会）
・７月１６日（金）日本教育公務員弘済会東京支部幹事会
・７月２９日（木）全国公立小中学校事務職員会研究セミナー
・７月３０日（金）校務改善推進会議　（中止）
・８月下旬　　小中学校事務職員会統合検討委員会（延期）
・９月　３日（金）都公小事研究協議会（理事会）
・９月１６日（木）都公小事研究協議会（評議員会）
・９月２１日（火）校務改善推進会議

まだまだ今期が始まったばかりですが、それでもこれだけの会議等予定が入っている状況です。

歴代会長や理事の皆様も、さぞかし今まで数多くの会議に参加されて、時間とエネルギーをつぎ込み、事務職員会の発展のためにご尽力してこられたことと思います。心より敬意を表しますとともに、早くも先輩方の歩んでこられた道のりの大変さ、会長としての職責の重大さをひしひしと痛感している今日この頃です。そして今年度も事務職員会の運営を支えていただいている現在の理事の皆様にも心より感謝申し上げます。

さて、今期もいよいよスタートしましたが、社会情勢は、まだまだコロナ禍最中です。昨年度より、事務職員会においても、やむを得ず活動を制限せざるを得ない状況となっております。会員の皆様におかれましては、何卒お体大切に日々お過ごしください。
では、今期の活動についてお話したいと思います。昨年度までと同様に、次の項目について引き続き力を入れて取組んでまいりたいと考えています。

まず一つ目ですが、研究活動についてです。第 61 回東京都公立小学校事務職員会研究大会を令和４年２月４日（金）、北区の北とぴあさくらホール会場にて行うべく、現在理

事一同準備を進めております。都教育委員会講師による教育行政について講話、各地区事務職員会の活動について報告、本部研究部による研究発表等を行う予定です。開催できました際には是非多くの方にご参加いただきたいと考えています。今後、各地区担当支部へ連絡させていただきます。現状、事務職員会活動自体が難しい社会情勢となっておりますが、できるだけ活動報告につきましてご協力くださいますようお願い申し上げます。そして、本部研究部研究発表ですが、現在研究部は部長をはじめとして、理事が不在となっております。研究部で研究活動を行いたい方は是非ご連絡お願いします。今回は、「標準的職務について」研究発表したいと考えております。実は先日行われました、関東事務職員研究協議会において、他県支部より標準的職務について、各県どのような内容・通知になっているかとの質問が出され、改めて関心の高さが伺えました。皆さんご存知の方もおられると思いますが、昨年７月 17 日に文科省より「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知)」「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知)」が出されており、私自身も今一度、過去の経緯から調べてみようと考えています。研究協議会（評議員会）時にアンケートをお願いする予定です。研究発表の資料として活用させていただきますのでご協力よろしくお願いいたします。

二つ目ですが、研修活動についてです。毎年実務に役立つ研修活動を行っています。今期についても、学校事務研究会「年末調整留意点」を 10 月 21 日に渋谷区の国立オリンピック記念青少年センターにて行う予定です。開催できました際には是非多くの方にご参加いただきたいと考えています。また、「公立学校共済組合事業を知る」については、当初７月下旬頃に研修会を開催する予定でしたが、残念ながらコロナ禍の為行うことができませんでした。昨年度より開催できていませんので、昨年・今年度と新規採用の方、他局から転入された方には是非ご参加いただきたいと考えておりましたが大変残念です。

三つ目ですが、調査活動についてです。今期は給与事務手引書の事務処理カードをメインとした改定作業を行う予定でいます。この件については特別委員会を設置、評議員会で承認を得て、委員を募集する予定ですので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

四つ目ですが、広報活動についてです。今年度も年３回の広報誌の発行を行いたいと考えております。小学校事務職員を取り巻く情勢について、研究大会や研修活動について取り上げていきたいと考えております。また、掲載して欲しい情報や資料等ございましたらご連絡お願いいたします。

五つ目ですが、ホームページの活用についてです。今までも更新を行いながら皆様へ情報発信をして参りましたが、今後も今まで以上に更新の頻度を上げていきたいと考えております。ブログも含めて、皆様により一層活用していただきたいと考えています。是非ホームページ・ブログも閲覧していただきますようお願いいたします。

六つ目ですが、小中統合についてです。現在発展的な統合に向けて話し合いを行っています。小学校、中学校それぞれにおいて、会員の皆様へ意識調査アンケートをお願いする予定です。届きました際にはご協力よろしくお願いいたします。令和５年の統合に向けて現在準備を進めております。

以上が今期の活動予定となります。会員の皆様におかれましては引き続き事務職員会活動へのご理解・ご協力くださいますよう何卒よろしくお願いいたします。

最後になりますが、理事役員の募集についても引き続き行っております。事務職員会活動を通じ、様々な研究活動を行っていきたい方、研修活動を行い、事務職員の実務に役立つ知識習得等にご尽力いただける方、また活動を通じて他区市町村事務職員との情報共有を行いたい方など、活動してみたいと思われる方は、是非ご連絡お待ちしております。

国分寺市の共同事務室でのコロナ禍における取組

国分寺市小学校西部共同事務室　室長　森　明志

国分寺市では平成３０年度から共同実施が始まり、市域西側小学校５校が試行実施（５校５名体制）となり、平成３１年度から本格実施（５校３名体制）となった。その後、令和２年度から市域東側小学校５校が試行実施（５校５名体制）、中学校のうち３校が試行実施（３校３名体制）となり、令和３年度から全ての小中学校で本格実施となった。

市内全ての学校が本格実施となった現在、国分寺市内の共同事務室は、小学校西部共同事務室、小学校東部共同事務室、中学校共同事務室の全３室あり、それぞれ５校３名体制で都費事務職員が勤務している。

今回、国分寺市の共同事務室でのコロナ禍においての業務等の取組について、主に小学校西部共同事務室を中心に紹介しようと思う。取組状況をご覧いただき、学校事務室及び他地区共同事務室での感染症対策への取組の一助になれば幸いである。

１　国分寺市における緊急事態宣言時の休校期間等について

最初の緊急事態宣言が発出され、全国の学校が臨時休校に入った際の、国分寺市での休校期間等は以下のとおりである。

休校期間：令和２年３月２日（月）～５月３１日（日）

分散登校：令和２年５月２８日（木）～６月１９日（金）

※５月２８日、２９日は休校期間中だが、児童・生徒が段階的に学校生活への順応を図ることを目的として分散登校を実施。

通常登校：令和２年６月２２日（月）から

この後、授業時数確保のため、１学期は７月３１日（金）まで延長し、２学期から隔週土曜日の午前中に授業を設定した。

２　教職員への連絡について

学校が臨時休校期間だったため、教職員の自宅勤務が多くなった。共同事務室では、異動時期に重なっていたため、認定手続き書類の関係などで教職員と連絡を取る必要があったが、連絡をするのに若干苦労した。教職員が自宅勤務のため、個人の携帯電話にかけることが多かった。教職員の電話にかけると、共同事務室の電話は携帯電話であるため、教職員が不審に思い、電話に出てくれない。このため、教職員の所属の学校へ、共同事務室の電話番号が表示されたら、電話に出てもらうよう依頼したり、「共同事務室だより」で共同事務室の電話に出てもらうよう周知するなどした。

３　拠点校の式典の手伝い

平成３１年度・令和２年度の卒業式では、受付を担当した。その際、卒業アルバムと教材費の集金も行った。通常、共同事務室から代表１名が参列しているが、平成３１年度の卒業式から参列者を制限したため、この時から式典へは参列していない。

入学式では通常、新６年生が前日に登校し、手伝いをすることになっているが、臨時休校期間中で登校しなかったため、教科書封入作業など、新６年生が行う予定だった作業も率先して手伝った。入学式当日は、受付や１年生の担任補助（着席・トイレの世話など）を行った。

４　自宅勤務及び時差出勤の実施

国分寺市の共同事務室では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う自宅勤務及び時差勤務を実施している。自宅勤務は令和２年４月１５日から運用を開始し、２週間に１、２日程度設定している。臨時休校期間中には週に２日設定するときもあり、共同事務室に職員１名で勤務という日もあった。

時差勤務は、令和２年４月１６日から運用を開始した。公共交通機関利用者に対して週に２日程度実施しており、小学校西部共同事務室では以下の勤務体系を設定している。

通常の勤務時間：８時１５分から１６時４５分まで
早出①（Ａ勤務）：７時１５分から１５時４５分まで
早出②（Ｂ勤務）：７時４５分から１６時１５分まで
遅出（Ｃ勤務）：１０時１５分から１８時４５分まで

自宅勤務は、会計年度任用職員制度の開始に伴う制度変更等があったため、関係通知や資料を読み込むのに非常に有効であった。今年度も、教職員宛のお知らせなど文書作成業務や、各種資料の読み込み、オンライン研修などに充てて活用している。

時差勤務は、早出の場合、朝の連絡がない時間帯に集中して仕事に取り組むことができる。遅出の場合、家事等、家庭のことができるなど、コロナ感染拡大防止のほか、時間の有効利用にも役立っている。

５　業務説明会の開催

国分寺市の共同事務室では、各校に配属されている会計年度任用職員の事務共同実施支援職員（以下「支援員」という。）に対して、翌月の業務について事務処理方法などを説明する業務説明会を、月に一回開催している。

通常、全５校の支援員を共同事務室に集めて説明を行っているが、コロナ感染拡大防止のため、以下のような開催形式をとっている。

（１）会場変更　共同事務室は部屋が狭いので、支援員５名と共同事務室職員３名が集まると「密」の状態になる。このため、「密」を避けるため、会場を拠点校の図書室や多目的室などの広い部屋に変更して開催する。
（２）分散開催　会場は共同事務室だが、連携校４校を２日に分け、２校ずつに説明を行う。拠点校には後日、個別に説明する。
（３）個別開催　１校ずつ日時の調整を行い、支援員に共同事務室に来室してもらい、個別に説明を行う。
（４）文書配布　業務説明会の開催は中止し、各校支援員に翌月に行う業務などの説明資料を配布する。疑義がある場合、電話で連絡してもらう。

このうち（３）の個別開催は各校へ説明を行うため、共同事務室職員は５回説明を行うこととなる。職員の負担がかなり大きいため、現在は、（１）の会場変更を基本とし、緊急事態宣言が発出された場合、（４）の文書配布で対応することが多い。

６　その他の取組

（１）各校管理職・支援員との年度当初あいさつの延期（夏季休業期間に実施）。
（２）「共同事務室だより」にマスク付きやソーシャルディスタンスのイラストを多用する。
（３）共同事務室にアクリル板を設置して飛沫防止。
（４）執務室内は換気扇を常に運転させたり、窓を定期的に開けるなどして密閉防止。
（５）職員一人が打ち合わせ用長机で執務を行い密接防止。

令和２年６月　年度第３号
国分寺市共同事務室共通版
発行：国分寺市小学校西部共同事務室

共同事務室だより

こんにちは！「共同事務室」です。
６月に入り、本格的な梅雨の時期がやってまいりました。分散登校も始まり、子どもたちの声も聞こえるようになりました。
さて、今号の「共同事務室だより」は、主に６月に募集している保険関係について特集いたします。

共同事務室だより
マスク付きやソーシャルディスタンスのイラスト例

共同事務室を活用してください

給与や福利厚生に関することで、質問や相談したいことがある方は、小学校西部共同事務室までお問い合わせください。

「もう一つ相談できる事務室がある」と思って、活用してください。

なお、土曜日は第六小学校が授業日でも、小学校西部共同事務室は閉庁しますので、ご了承ください。

また、緊急で聞きたいことがある場合、学校の許可を得て、小学校西部共同事務室から直接、先生個人の携帯電話に連絡することもあります。一番下に記載してある電話番号（携帯です）から着信がありましたら、出ていただくようお願いいたします。

共同事務室だより
マスク付きイラストと共同事務室の電話に出てもらうよう周知の例

共同事務室
アクリル板の設置

共同事務室
長机での執務

２０２０年度を振り返って

匿名希望　Ａさん

2020 年 2 月 28 日（金）に「3 月 2 日から春季休業に入るまで臨時休校とする」ことが決定しました。3 月 2 日（月）が休校の初日でした。出勤すると、職員室に移動式ホワイトボードが運び込まれていました。休校に伴い検討や対応を要する事項の記入や教委からの通知文書の添付でホワイトボードはすぐに一杯になって「臨戦態勢」といった雰囲気になりました。前例のない事態が発生すると浮足立ってしまうので、情報を集約して落ち着いて対処するうえで、職員室のホワイドボードは役に立ったと思います。

私は「まさかにこんなことになるなんて・・・」と半ば、ぼう然としていたので、職員室の対応の早さに感心して、事務室の掲示板にも「当面やらなければならないこと。」を書き込みました。事務室では、給食費の精算・返金業務が休校に伴う主な業務でした。栄養士さんも突然の食材発注取り消し連絡など大変でした。給食担当課からの通知に従って給食会計事務は行いました。細かいことはすぐ思い出せないのですが、前例のない処理もありました。会計年度任用職員の同僚の方と一緒に、通知内容の理解に努め、年度末までの処理の段取りを考え、保護者あての通知文書を作成したのを覚えています。

時間を少し遡ると、新型コロナに関する地教委から学校への最初の通知は 2020 年 1 月 22 日で、都教委から地教委あて通知の転送でした。「文部科学省からの情報提供あり。中国で新型コロナウイルス感染拡大している状況。政府としては国民に迅速な情報提供を行い安心・安全の確保に努めることを決定。文部科学省から情報提供があった関係ＨＰについて案内するので、適時ご確認を」という内容でした。

正直、その時は深く気に留めませんでした。しかし、その後の臨時休校に至るまでの状勢推移を見て「保存しておいたほうがいいかもしれない。」となんとなく思い、1 月 22 日の文書を最初としてメール保存機能で新型コロナ関連文書を保存しておくことにしました。このことは現在まで続けており、2021 年 7 月 15 日現在で 350 件ほどになります。全文書を、保存できたわけではないので、おそらく 400 件以上の通知が（文部科学省・都教委通知の転送を入れて）学校に届いていると思います。1 月から年度当初にかけて「通知文書の嵐・洪水」のような有様でした。同一の事案につき短期間に集中して通知が届くことは学校にとって始めてのことでしたから、混乱しないよう、情報を的確に理解・整理・伝達することの大切さを痛感しました。

新年度に入っても休校が続きましたので予算執行額は例年の同時期よりも少なかったですが、5 月に入ると「Ａ市のＢ小学校では学校再開に向けて教室の机にパーテーションを設置」「Ｃ市では学校の水道栓をレバー式に交換」などのニュースに接しました。カタログを見ると感染対策用品は多岐に渡るので「配当された学校予算で対応できるのかしら？」と心配になりました。また以前から購入していた清掃用アルコールなども品薄になり今後の供給に不安を覚えました。

6 月になると国の第二次補正予算にもとづく「感染症対策・学習保障等支援経費予算」の情報が伝わり、勤務する自治体では自治体契約による感染症対策工事費分（自動水栓工事関係）を除いて、ほぼ全面的に学校に配当されることがわかりました。また手指消毒剤など一部の感染対策用品は自治体から定期的に配布されることになったので予算面の不安は軽減しました。

「感染症対策・学習保障等支援経費予算」の執行計画は全面的に学校長の判断に委ねられ、感染対策用品選択も学校判断なので「この物品でいいのか？」という不安がありましたが、一方で感染対策に配慮した授業に必要な教材・器具を音楽科や理科を中心に購入することができました。網戸やエアコンの設置を行うこともできました。「感染症対策・学習保障等支援経費予算」の執行については全国で様々なパターンがあったようですが、やはり「予算執行は学校の自立性に任せる。」「教育委員会は各校共通事項を中心として学校を指導・支援する。」という枠組のほうが、学校現場の必要性に即した個別最適な予算執行ができるので、特に緊急時には有効であるというのが感想です。教育委員会事務局に相談しやすく、職員の方が親身になってくださる関係が日頃からあったことも助けになりました。

「感染予防には室内換気が重要」ですが、本校は２階以上の教室等は事故防止のために窓を全開することができないようストッパーを付けています。換気のため大きく開ける必要があるとストッパーを取り外す必要がありました。しかし「スーパーコンピュータ富岳」のシミュレーションで「対角線の両端の位置にある窓・戸を開ける。必ずしも大きく開ける必要がない。」という結果が出て、かつ、この結果が文部科学省・教委の対策指針に反映されたので現状のままで換気することができました。「身近な教室の換気のことを調べるのにもスーパーコンピュータが必要なのか。」と感心し、また「新型コロナウイルス感染がなかったら教室換気のことでスーパーコンピュータが登場することは、もしかしたらなかったかもしれない。」とも思いました。強風が吹く季節は、校舎内に砂や落ち葉が入り、用務さんの掃除の手間が増えますが、このときばかりは「昭和の校舎」で良かったと思いました。教室エアコン設置前から廊下の一角にある空気循環用の大きめの換気扇は日中、常時稼働して空気を動かすのに役立ちました。

４月･5 月が休校だったので 2020 年度の電気使用総量は 2019 年度よりも減りました。一方で「窓・戸を開放しながら猛暑・極寒の時期にエアコン稼働・換気扇常時稼働」は負荷がかかりピーク電力の数値はかなり上がりました。おそらく、どこの学校でも同じではないかと推測します。電気料金に影響して光熱水費の圧迫要因となり、教育委員会の今年度予算に影響が出ているのではないでしょうか。

６ 月に学校が再開直後は分散登校でしたので給食提供は２回に分けることになりました。調理配膳の段取りの検討、アレルギー関係の確認、突然の予定の変更などに栄養士さんは的確に対応していました。給食調理は毎日、昼までの時間との闘いで、その間に食材調達・調理の過程でトラブルが発生することが珍しくありません。日々、栄養士さんはそのような事態に向き合っているので、前例のないことに取り組むことになっても沈着冷静に判断・処理できるのだと思います。給食会計も例年度とは異なる運営となりましたが、事務室内で情報共有して取り組みました。２０２０年１月から今年度まで一緒に働いた同僚の事務職員・栄養士の方にはとても感謝しています。

最後に２０２１年度当初の職員会議における本校の校長の発言を紹介したいと思います。「学校の仕事の進め方は、年間の教育課程に依拠してきちんと計画・準備して実施するというＰＤＣＡサイクルであり、この方法が得意です。一方で新型コロナ感染拡大のような事態においてはこのサイクルで動くと対応が遅れがちになる恐れがあります。非常時には「ＡＡＲ」(Anticipate、Action、Reflection)「大まかな見通しをたてて、行動し、要所で振り返る。」進め方が大事であると思います。、この１年間、教職員が臨機応変に対応してくださったことに感謝します。ＩＣＴ・地域との連携協働など学校教育が大きく変化していく時代にあたってＰＤＣＡとともにＡＡＲも意識して日々取り組んでいきましょう。」

（原稿書いているうちに「第５波拡大状況」になってしまいました。２学期を無事に過ごすことができるように願っています。）

COVID-19に関する学校事務職員 緊急アンケート調査

匿名希望 Ｂさん Ｃさん の回答

	質問
Q1	現在、COVID-19関連の対応・対策で困っていることがあれば教えてください。（自由記述）
	【参考事例】※学校現場の声を一部ご紹介します。あくまで参考としてお読みください（以下同様） ・ＰＴＡ総会が開催できず、活動計画や予算・決算の承認が得られない。 ・共同実施で集まれず、皆で年間計画や目標の確認を行うことができなかった。 ・在宅勤務を命じられたが、市や県とつながっているパソコンを使用していたり、個人情報を扱う業務が多いため、在宅勤務をしなかった事務職員が多数いたと思う。 ・４月当初に就学援助費の申請を集約する予定だったが、なかなか集まらず市教委に締切を延ばしてもらった。 ・新規採用教員の研修が６月までオンラインとなり、新採者が出張中のための後補充教員が出勤できず、無収入になった。その他の授業補充の非常勤講師も同様に出勤できなかった。 ・本年度はプール指導を行わないことになったが、施設を来年度まで放置しておいてよいものか不安。
	【回答欄】 Ｂさん：在宅勤務ができる環境が整っていなかった。その後も改善の動きがない。
Q2	今後の検討課題となっていることがあれば教えてください。（自由記述）
	【参考事例】 ・事務職員同士が対面せずに行える共同実施のあり方。メールやリモートとか？ ・事務職員の在宅勤務のあり方。 ・昨年度まで申請のなかった家庭から就学援助の申請あり。他にも漏れがあるのではないか。 ・新たに政府から学校への資金援助が決まった。何にいくら使うのか、学校事務職員の出番だと思うが、市区町村で整備や購入に対して対応の仕方が異なってくるのではないか。学校の意見を取り入れた方策をお願いしたい。 ・教室等の換気の問題。 ・子どもたちへの手洗い、消毒の徹底をどうするか。密にならずに手を洗うには蛇口の数が足りない。消毒薬も足りない。子どもが自分のハンカチやマスクをポケットに突っ込んでもいいのか等々。 ・休校中の課題作成のための紙代、コピー代、プリンターのトナー代等がかさんでいる。学校予算の確保はできるのか。市教委に現状を理解してもらい、追加予算を確保する必要がある。 ・消毒薬、予備のマスクなど保健衛生関係予算の確保をどうするか。
	【回答欄】 Ｂさん：休校中の教科書・課題等の郵送料、紙面開催となった学校運営協議会等の郵送料（返送分含む）の予算については検討が必要だと思う Ｃさん：事務職員間のコミュニケーションの取り方。 会議の実施方法等。

Q4	他校ではどのような対策を講じているのか、気になることがあったら教えてください。（自由記述）
	【参考事例】 ・ソーシャルディスタンスをどのように確保しているか。40人近いクラスでは現実的に不可能では？ ・子どもたちの登校時の発熱や体調の確認を、どこでどのように行っているか。校門前？　昇降口？　各教室？「健康観察カード」などを活用しているか。 ・登校時の靴の消毒はどうしているか。除菌マット？　アルコールスプレーの噴霧？ ・教室が換気しにくい場合、どうしているか。換気扇、サーキュレータ、扇風機等を使っているか。 ・フェイスシールドは使っているか？　どのような場合に？　常時使用？ ・教室で飛沫防止のパーティションを使用しているか。具体的にどのような仕様のものを使っているか。
	【回答欄】 Ｂさん：登校時の児童の体調確認は、昇降口手前でカードを活用して行っている。 Ｂさん：靴の消毒は、行っていない。 Ｂさん：サーキュレータは、普通教室で使用。
Q5	コロナ禍によって、あらためて気づかされたことはありますか？（自由記述）
	【参考事例】 ・自宅待機になり、わが子と家で過ごすなかで、保護者が学校に何を求めているかがわかった。 ・分散登校により20人授業を行ったが、これくらいの人数が子どもにも教員にもいちばんいいと実感した先生が多かったようだ。
	【回答欄】 Ｃさん：今までの前例踏襲で当たり前に思っていた行事等も、精査できる。 例えば、卒業式における来賓、運動会のお弁当など。 新しい方法を模索し、改善する良いチャンスではないかと思う。

【広報部注釈】
「COVID-19 に関する学校事務職員緊急アンケート調査」は、現代学校事務研究会他が、昨年6月に全国規模で実施した調査です。Bさん・Cさんは、この調査とは別に、かいほうの特集用に回答をお寄せくださいました。
Bさん・Cさんから回答をいただいた設問のみを掲載しましたので、調査全体に関心のある方は、学校事務誌および下記の書籍をご参照ください。

「コロナと闘う学校」－全国 120 校が直面した課題と新たな教育環境の可能性－
川崎雅和 編著 2021 年 2 月 20 日 学事出版（2000 円＋税）

【編集後記】
この「かいほう２０３号」が皆さんに届く頃には、緊急事態宣言が解除されている事を祈ります。
授業、行事、水泳、給食…学校の全てが一度壊れ、再生を模索する日々の連続でした。
「コロナと闘う学校 東京編」は、まだ続きます。
「ワクチンの傘から外れ、マスク一つで懸命に生きる子ども達を、これ以上不自由な目に遭わせたくない！」
東京の小学校の事務職員の熱い思いの込められたご寄稿を、次号もお待ちしております。

（広報部長 小野　明）

「内外教育」２０２１年３月２日 時事通信社 転載許可取得済

内外教育

2021年（令和3年）3月2日（火）　第6896号
（購読料金　税抜月額4,000円）

●昭和21年12月12日　第3種郵便物認可●毎週2回火・金曜日発行（但し祝日等を除く）●発行所　〒104-8178　東京都中央区銀座5丁目15番8号　時事通信社
©時事通信社2021
誌面内容に関するお問い合わせ（編集部）　educate@grp.jiji.co.jp
ご購読に関するお問い合わせ（業務管理部）　dokusya@jiji.co.jp

時事通信社

目　次

〈教育長はこう考える〉
多田進郎石川県珠洲市教育長に聞く
ふるさとを誇りに持てる教育 …… 2～3
〈調査〉全自治体が新教育長を任命
教委の制度移行や現状を調査―文科省 …… 4～5
〈学校をカエル〉
第12回　コロナ禍の2回目の卒業式
内田　良・名古屋大学大学院准教授 …… 6～7
〈教育と職業、なぜ日本は欧米と異なるのか〉
第6回　ゲルマン諸国の意外な真実
海老原嗣生・中央大学大学院客員教授
（雇用ジャーナリスト）…… 8～9
〈特集〉英語で撤退や種類数減
21年度高校教科書採択状況―文科省まとめ
（下）…… 10～17
〈アンテナ・スポット〉▷免職教諭の調査検証へ▷卒業・入学式、保護者2人まで▷「いじめ主因と判断できず」▷セクハラ防止で県警と情報共有▷髪黒染め、校則・指導は「適法」▷中学柔道部元顧問に有罪▷東京五輪組織委の新会長に橋本氏▷子どもの「コロナうつ」深刻▷共通テスト特例追試、1人受験、など …… 18～21
〈ことば・ワンポイント〉不登校特例校 …… 21
〈わたしの学校経営〉
中村訓子・松江市立女子高等学校校長 …… 22
〈授業を創る〉
瀬島美穂・岡山県立林野高等学校指導教諭 … 23
〈ラウンジ〉魅力ある学術界 …… 24

ひとこと

義務教育の無償と学校徴収金

――明星大学教授●樋口修資

「義務教育はこれを無償とする」と定める憲法26条2項の規定にいう無償の範囲は、最高裁判決により授業料の不徴収とされる。これに加え、義務教育無償の精神を幅広く実現する観点から、別途、教科書無償措置法により教科書が無償とされている。しかし、義務教育には他にもさまざまな就学上の費用が掛かり、そうした就学費用は、受益者負担とされていることは周知の通りだ。

義務教育に必要な就学経費のうち①児童生徒個人の所有物で学校でも家庭でも使用できるもの（学習用具、ドリルなどの補助教材、書道セット、制服など）②教育活動の結果として直接的利益が児童生徒に還元されるもの（学校給食、修学旅行、卒業アルバムなど）③生徒会や部活動の費用など、学校の教育課程に位置付けられる活動であっても、それに必要な物品などにかかる経費――の保護者負担が求められる状況にある。文部科学省の2018年度「子供の学習費調査」によれば、公立小学校の学校教育費（修学旅行、図書・学用品・実習材料費など）および学校給食費は10万6830円、公立中学校では、18万1906円となっており、大きな保護者負担が発生している。

制服や体操着など個人購入以外の私費負担は、各学校の裁量で保護者から「学校徴収金」として徴収され、使途や金額の決定、集金まで、すべて学校が裁量的に行っている。学校徴収金は、公費の補完的、代替的財源となり、公費、私費の負担区分を曖昧にするとともに、集金や未納などに対応する教員の時間面、精神面での負担も大きい。

本来、義務教育期間中の学校教育活動は、設置者による公費負担の対応を原則とし、安易に保護者負担に頼るべきではない。それでも私費負担が必要な場合には、負担の軽減を図りながら、適正な会計処理を行い、保護者への説明責任を果たすことが必要だ。また、学校運営協議会などで学校徴収金の見直しを協議したり、設置者への公会計化や公費拡充を要請したりする取り組みも求められる。

本誌掲載記事・写真などの無断複写、複製、転載を禁じます。

「内外教育」２０２１年６月２５日 時事通信社 転載許可取得済

埼玉県富士見市立勝瀬中学校校長
中島秀行

【予算を有効に使う】

随分以前のことになるが、若い事務職員に泣かれたことがある。「どうして、私の気持ちが分かってもらえないんでしょう。ボールペン1本、画用紙1枚買うのにも、苦労しているのに」。きれいにそろえた消耗品の棚から、文房具や紙をごっそり持って行ってしまう教員に、ほとほと愛想が尽きたということらしい。「先生たちが大事にしていることと、事務の君が大事にしていることが違うんだよ」と、とんちんかんなことを言ってその場の収めようとしたが、ますます話がややこしくなってしまった。

結局、次の年の春、彼女は、学校から離れて役所に戻って行った。今は、あの時のことを思い出しながら、あちこちの部屋に置き去りになっている、まだ使えそうなペンやクリップをかき集めては、事務室の棚に戻しているが、時々、彼女のように、泣きたくなることがある。「教員はコスト意識が薄い」。それは、今も変わらぬ実感だが、校長となった今、彼女のためにも、教員の意識改革をしていかなくてはならない。

「経営は、ヒト、モノ、カネをどう生かすかだ」と昔から言われている。最近は「情報」も加えて、4大経営資源と言うらしい。校長も経営者として、これらを上手に活用する必要があるのだが、コスト意識の薄さからか「お金のことは、教頭に聞いて」とか「すべて事務に任せてある」という声を聞くことがある。

実際に、学校全体の予算の動きを詳細に把握している校長の方が、少ないかもしれない。もちろん、教頭や事務職に任せることは当然だけれど、大企業の社長ではないのだから、ちょっとしたモノやわずかなカネもしっかりと自分で、把握しておいた方がよい。ヒトを活用するためには、モノ（環境）を整える必要があり、モノをそろえるためにはカネが要る。思ったような学校づくりがしたければ「カネ」は、校長が握るべきだ。

校長、いや学校は、一般の教員が思うよりずっとお金を持っている。地域や学校規模によってかなり違うだろうが、自分の学校では、校長として決裁する年間予算は、1000万円を超える。消耗品費や備品の購入費、修繕や原材料費など、市からの予算が一番大きな収入だが、それ以外にも、研究委嘱などの研究費、各種団体の助成金、PTAや後援会からの教育補助費など、結構な額が入ってくる。計画的に集中して使えば、いろいろと充実できるはずだが、ばらまくと、あっけなく消えてしまうし、出し借しみしていると、年度末に適当な消耗品を買って消化する、そんな使い方をしてしまいがちだ。

本校では、管理職と事務職、教員を委員として、予算委員会を定期的に開いて、無駄な発注を防ぎ、優先順位を付けて、必要なところに集中して予算を投入している。これだけで、学校の環境を劇的に改善することができるし、教職員のコスト意識も、格段に高まる。

外で練習していたバレーボール部のボールが、足元に転がってきた。使い込んで、真っ黒になった古いボール。「このボールじゃあ、練習にならないね」。早速、新しいボールをそろえさせたら、後日、部員たちが県大会出場の手土産を持って、校長室にお礼のあいさつにやって来た。われながら、有効な予算の執行ができたと喜んでいたら「うちの部活もお願いしますよ」と陸上部の顧問がお願いに来た。職権乱用と言われない程度に、「お金」を有効に使いたいと思っている（笑）。

教育新聞　2021年（令和3年）9月13日（月曜日）　ニュース／解説　（2）

教員業務支援員とは？
文科省担当者に聞く基本の「き」

新型コロナウイルスの感染拡大で消毒など学校現場の業務が増える中、認知が進んだ「スクール・サポート・スタッフ」。文科省は今年8月、これを「教員業務支援員」という名称として、職務内容とともに学校教育法施行規則で明確に規定した。さらに8月にまとまった来年度予算の概算要求では、教員業務支援員の大規模な配置が盛り込まれた。学校の働き方改革の切り札となることが期待されている教員業務支援員。文科省初等中等教育局財務課の栗山和大校務改善専門官に、教員業務支援員の仕事や配置の状況など、基本の「き」を聞いた。

文科省初等中等教育局財務課の栗山校務改善専門官

■学校教育制度の中に位置付け

――「スクール・サポート・スタッフ」と「教員業務支援員」はどう違うのですか。

これまでの「スクール・サポート・スタッフ」は、あくまでも予算事業上の名称でした。予算事業は2017-18年度から始まりましたが、コロナ禍での業務負担増もあり、ここ数年で認知度が急激に高まりつつあります。こうした状況を踏まえ、8月23日の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」で、名称と職務内容を明確化しました。

学校教育法施行規則の中に、名称と役割が位置付けられたということは、学校教育制度の中に、教員業務支援員という職務がしっかり組み込まれたということを意味します。

教員業務支援員の配置にかかる費用は、国が3分の1を補助し、自治体が3分の2を負担することになっています。そのため自治体でも財政当局などと交渉して、予算を獲得する必要があるのですが、その時に制度的な位置付けが明確になっていれば、その重要性をより説明しやすくなり、配置を促進しやすくなると考えられます。

また今回、教員業務支援員という名称を明確化したことで、自治体に対して「教員業務支援員を置いていますか」という確認がしやすくなり、全国的な実態を把握しやすくなることも、副次的な効果として見込まれます。

――教員業務支援員は、どんな仕事をするのでしょうか。

学校教育法施行規則第65条の7では、「教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する」とされており、具体的には施行通知において次のようなものを挙げています。

・学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
・採点業務の補助
・来客対応や電話対応
・学校行事や式典等の準備補助
・各種データの入力・集計、掲示物の張り替え、各種資料の整理等の作業

これ以外にも、新型コロナウイルスの感染対策のための清掃や消毒、子供の健康観察の取りまとめ作業など、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、自治体の判断で実施することが可能です。

コロナ禍ではどうしても「スクール・サポート・スタッフは消毒をする人」というイメージが強かったかもしれません。ただそれは、教員業務支援員ができる仕事のほんの一部です。コロナ禍が過ぎ去れば不要になるものではなく、教員が教員でなくてはできないことに集中して、本来の業務の質を高めてもらうために、恒常的に必要な仕事なのです。

■来年度予算の概算要求で103億円

――教員業務支援員になれるのはどういう人で、どういう働き方をするのですか。

年齢や経歴を問わず、学校現場にふさわしい人を広く募集しています。高い専門性を求めると人が集まりにくくなることもあり、基本的には特別な資格は必要ないとしています。

実態を見ると、地域の方々をはじめ、元教員や元事務職員など学校を知っている人や教員志望の学生などがなることが多いようです。自治体や学校が、それぞれの人脈を使って見つけてくることもあります。

教員業務支援員の対象校種は、公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）です。勤務形態は自治体によって異なり、学校側のニーズなども踏まえ、1人当たり1日6時間、週5日ということもあれば、1人当たり1日4～5時間、週3～4日とする一方で、人数を増やすケースもあります。

――現在、配置はどのくらい進んでいるのですか。

直近2020年度の調査では、事務作業電話・来客応対、消毒作業など、教員の負担軽減のためにスクール・サポート・スタッフをはじめとした人材の参画を図っている教育委員会は、都道府県で85・1%、政令市では100%、市区町村では78・1%と、高い割合に上ります。

（出所：文科省「令和2年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」）

スクール・サポート・スタッフなどの配置状況

8月にまとまった来年度予算の概算要求では、2万4300人の教員業務支援員を配置できるよう103億円を要求しています。これは5学級以下の小規模校を除き、全公立小中学校に配置できる規模に相当し、今年度の39億円から大幅に拡大しています。

――教員業務支援員が力を発揮しやすくするには。

文科省の調査によれば、教員業務支援員を配置している学校では、2018年度から21年度にかけて、小中学校の教員1人当たり週2・45時間もの勤務時間が減少しています。

ただ、きちんと成果を出すためには、学校側のマネジメントが重要です。校長などの管理職が組織マネジメントをして、教員業務支援員が他のスタッフと連携しやすくすることや、教育委員会がマニュアルや手引きを作成して、教員業務支援員に依頼できる仕事をきちんと示し、教員が仕事を頼みやすい環境を作ることが大切です。

個々の状況に応じたマネジメントも必要になるでしょう。例えばICTが苦手な人に、複雑なデータ入力をお願いするのは厳しい。教員業務支援員は「専門家ではないけれど、幅広く先生の支援をしてくれる」という性質のものだと理解しておく必要があります。また、教員業務支援員が「教員に声をかけづらい」「何をしてよいか分からない」という状況にならないような配慮も必要です。

教員業務支援員が学校内の個人情報に触れる可能性があることも踏まえ、「こうした場面で知った情報は、外で言わない」などの確認を、教育委員会や学校側から任用時に行っておくことも重要です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、機微な個人情報に触れる職種の例も参考になると思います。

（桑さわみ）